

豊島区内の地域福祉事業 助 成

令和7年度 地域配分(B配分)申請を受付しています



◆自分のまちをよくするしくみ◆

地域配分とは、地域で集められた寄付金の一部を地域の活動等に還元し、活かす取り組みです。

共同募金の配分を希望する施設・団体は、所定の申請書をご提出ください。

申請締切日

10/31

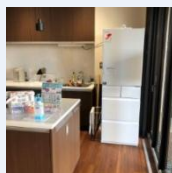
(金)

地域配分(B配分)申請について

配分申請額	1施設・団体あたり 30万円 以内（総事業費の 75% 以内）※条件あり
応募資格	<u>地域福祉の推進を目的とする事業を行う</u> 各種民間社会福祉施設、団体 など
対象事業	備品整備、小破修理、研修・訓練・交流などの事業

例 「だれでも食堂」

備品整備
(冷凍冷蔵庫購入)



「保育園」

小破修理
(裏庭ゴムチップ舗装工事)



「地域活動支援センター」

備品整備
(作業用ミシン購入)



「就労継続支援(B型)事業所」

日帰り・宿泊訓練（社会体験）

社会福祉法人・NPO法人・団体など多くの申請をお待ちしています

問合せ・申請受付先

東京都共同募金会 豊島地区配分推せん委員会 事務局(豊島区民社会福祉協議会 総務課 気付)

〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階

TEL 03-3981-2930

FAX 03-5954-7105

https://toshima-shakyo.or.jp/contents/bokin_bhaibun.html

令和7年度 地域配分(B 配分) <令和8年度使用分>について

応募資格

児童館/保育施設/障がい児・者の地域生活支援および就労支援を行う施設・団体/社会福祉関係通知等による施設/地域福祉の推進を目的とする団体など

※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象外

※原則、申請時点において**事業開始から1年以上経過**していること

申請対象事業

- 1) 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に応えられる事業であること
- 2) **令和8年度に実施する事業であること**
(令和7年度末の配分決定通知以前に実施(購入)するものは対象となりませんのでご注意ください。)
- 3) 申請は1施設・団体につき内容、空間などで括ることができる目的を1つとした1事業に限ること
(目的の異なる2つ以上の事業を申請することはできません。例：備品整備と宿泊研修、など)
◇指定障害福祉サービス事業者における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること。(例：共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた1つの施設に含めて申請。)
- 4) 施設・団体維持のための運営費(人件費、家賃、光熱水費など)ではないこと
- 5) 日常の活動に使用しないものではないこと
- 6) 事務管理を主な目的とした備品整備(防犯設備等含む)ではないこと
- 7) その他、配分推せん委員会で認めたもの

◇配分事業の例

- 1 備品整備(原則5年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く。)
 - ・利用者が日常的に使用するもの(電化製品、家具・備品、遊具、等)
 - ・利用者の就業・生活訓練、授産作業等で使用するもの(機器、作業台、等)
 - ・利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品(日常活動での使用も見込まれるもの)
- 2 小破修理(トイレ・扉などの改修・修理、等) ※貸主責任で整備すべきものは対象外です。
- 3 利用者の生活の向上に資する事業(研修、訓練、交流事業、等)
※申請書記入の際は、事業の福祉的意義を明示してください。
(宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、スポーツ・文化活動、防災研修、講習会、等)

配分申請額・配分推薦額

1. 原則

- 1 施設(団体)の配分額：1施設(団体)につき、30万円以内 かつ、申請事業費の75%以内(万円未満切り捨て)

2. ただし、上記1に関わらず、以下に該当する場合は、次の基準を適用する。

基準1

同一法人より3事業所以上からの申請があった場合、総事業費の60%以内、または配分額250,000円以内のどちらか少ない額とする(下限100,000円は保障する)。

基準2 申請内容により項目ごとの基準を設置

- ①【宿泊、日帰り訓練等】人数は申請時の実人員で算定し、職員は含めない。
 - ・宿泊：1年度1回のみ、2泊3日までの訓練を認める。1人あたり1泊10,000円 / 2泊15,000円
 - ・日帰り：1年度2回までの訓練を認める。1人あたり1回 5,000円
- ②【備品購入】申請備品の市場価格調査を行う。次の基準により、調査価格から総事業費を算定する。
 - ・優先順位(1) 利用者の生活や処遇に直接関係し必要な備品
 - ・優先順位(2) 利用者の工賃アップ等に関わる備品(上限30万円以内 総事業費の75%以内)
- ③【職員人件費】常時勤務する職員の人件費には、配分金を充当しない。
- ④【プログラム事業の外部講師等への謝礼金】謝礼金の50%以内、または配分額150,000円以内のどちらか少ない額とする。
- ⑤【小破修理】修繕費の50%以内、または配分額150,000円以内のどちらか少ない額とする。

申請書式・申請上の注意・提出

◇申請書式：「**地域配分(B 配分)申請書**」をダウンロードください。*
https://toshima-shakyo.or.jp/contents/bokin_bhaibun.html

◇申請上の注意：申請にあたっては、**東京都共同募金会の「申請要領」「申請書作成要領」「申請書記入例」「豊島地区配分推せん委員会配分推薦基準」**を必ずご確認ください。*
配分申請を元に、配分の可否・配分額を決定します。
ご要望に添えない場合もあります。

◇提出方法：郵送(豊島区東池袋1-39-2 豊島地区配分推せん委員会 事務局宛)



* 各種申請書・要領・
配分推薦基準等は
こちら

ご不明な点があれば、お気軽にお問合せください。